

第2章 保健・医療行政の概要

2-1 保健医療圏

保健・医療に関するサービスには、日常生活に密接に関わる頻度の高いものから、高度で特殊な医療まで様々な段階があります。そこで、これらの多様なニーズに対して適切なサービスを提供するため、保健・医療に関係する機関の適正配置と施策の効果的な展開を図るべき地域単位として、「保健医療圏」が設定されています。

保健医療圏は、各市町の行政区域を単位とする「一次保健医療圏」、県内を7つに区分した「二次保健医療圏」、滋賀県全域を対象とする「三次保健医療圏」に区分されており、彦根市は周辺4町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）とともに、二次保健医療圏である「湖東保健医療圏」を構成しています。

くすのきセンターが担う3つの役割のうち、彦根市保健センターは一次保健医療圏、彦根休日急病診療所と彦根医療福祉推進センターについては二次保健医療圏のサービスに該当します。

＜表 保健医療圏の区分＞

一次保健医療圏	地域住民の日常的な傷病の診断・治療および疾病の予防や健康管理等、身近で頻度の高い医療福祉サービスに対応するための圏域であり、市町の行政区域とする。
二次保健医療圏	入院治療が必要な一般的な医療需要（高度・特殊な医療サービスを除く。）に対応するための圏域であり、医療法に規定する区域として一般病床および療養病床に係る基準病床数はこの圏域ごとに定める。また、関係機関の機能分化と連携による医療福祉提供体制についても、この圏域を基本として推進する。
三次保健医療圏	医療法の規定に基づく区域で、先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするなど、高度で専門的な医療需要に対応するための圏域であり、滋賀県全域とする。

資料：滋賀県保健医療計画

＜表 二次保健医療圏の概要＞

圏域名	構成市町数	構成市町名
大津保健医療圏	1	大津市
湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市
東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市
湖西保健医療圏	1	高島市

資料：滋賀県保健医療計画

2-2 保健衛生に関する事業

主に彦根市保健センターが担う保健衛生関連の事業としては、母子保健、成人保健、予防接種等の感染症対策、「ひこね元気計画 21」に基づく健康づくりなどがあります。

母子保健には、乳幼児健康診査や育児に関する各種相談などの事業があり、くすのきセンターを中心として実施しています。成人保健には健康づくりに関する各種相談、健康診査、がん検診があり、くすのきセンターのほか、各地域や医療機関などで実施しています。予防接種については指定医療機関で行っています。

＜表 母子保健・成人保健に関する主な事業／平成 29 年度(2017 年度)実績＞

■母子保健の主な事業

事業	実施頻度・回数	実施場所
乳幼児健康診査（4 か月児）	月 2 回	くすのきセンター
乳幼児健康診査（10 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（1 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（2 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（3 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
のびのび相談	月 1 回	〃
お誕生相談	月 1 回	〃
精神発達相談	年 307 回	〃
ぴよぴよサロン	年 12 回	〃
ブレママの歯科相談	年 4 回	〃
パパママ学級	年 9 回	〃
子育て教室	年 10 回	〃
親子グループミーティング事業	2 クール	〃
離乳食教室	年 12 回	〃
子育て世代包括支援センター	相談などを随時実施	〃
乳幼児個別相談	月 2 回	〃

■成人保健の主な事業

事業	実施頻度・回数	実施場所
禁煙相談	月 1 回	くすのきセンター
栄養相談	月 1～2 回	〃
骨粗しょう症検診	年 6 回	〃
胃がん検診（集団）	年 19 回	くすのきセンター他
肺がん検診（集団）	年 52 回	〃
子宮頸がん検診（集団）	年 14 回	〃
乳がん検診（集団）	年 14 回	〃
大腸がん検診（集団）	年 23 回	〃

2-3 救急医療に関する事業

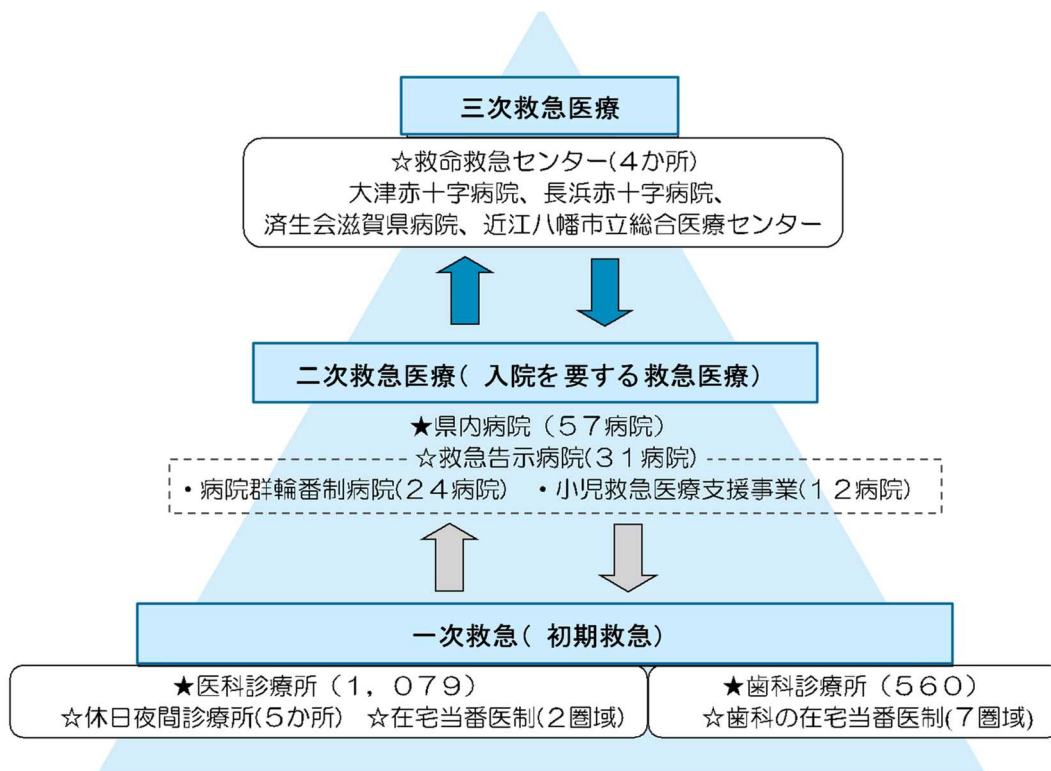
(1) 救急医療の概要

救急医療の体制は、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療の各段階で構成されており、くすのきセンターで開設している彦根休日急病診療所は初期救急医療に該当します。

また、初期救急医療の体制には、地域の開業医師が当番制で休日や夜間に自院で診療を行う「在宅医当番制」と、休日および休日夜間に比較的軽症の救急患者を受け入れている「休日急患診療所」があります。彦根休日急病診療所は休日急患診療所として、休日の昼間に診療にあたります。

なお、湖東保健医療圏では愛荘町に在宅当番医制があり、日曜日の診療を当番制で受け付けています。

<図 救急医療体制>



資料：滋賀県保健医療計画

<表 県内の休日急患診療所／平成30年(2018年)4月1日現在>

圏域名	診療所	診療時間
湖南	湖南広域休日急病診療所	休日 10時～22時
東近江	近江八幡休日急患診療所	土曜 15時～20時 休日 10時～20時
	東近江休日急患診療所	休日 10時～20時
湖東	彦根休日急病診療所	休日 10時～19時
湖北	長浜米原休日急患診療所	休日 9時～18時

(2) 彦根休日急病診療所の概要

彦根休日急病診療所は、くすのきセンター1階において、日曜日・祝日・年末年始に内科・小児科の診療を実施しており、医師2名、薬剤師2～3名、看護師2～3名、事務員3～4名のスタッフで対応しています。診療業務は彦根医師会に、薬剤業務は彦根薬剤師会に、それぞれ委託しており、運営にあたっては運営委員会を設置し、円滑な運営を図っています。

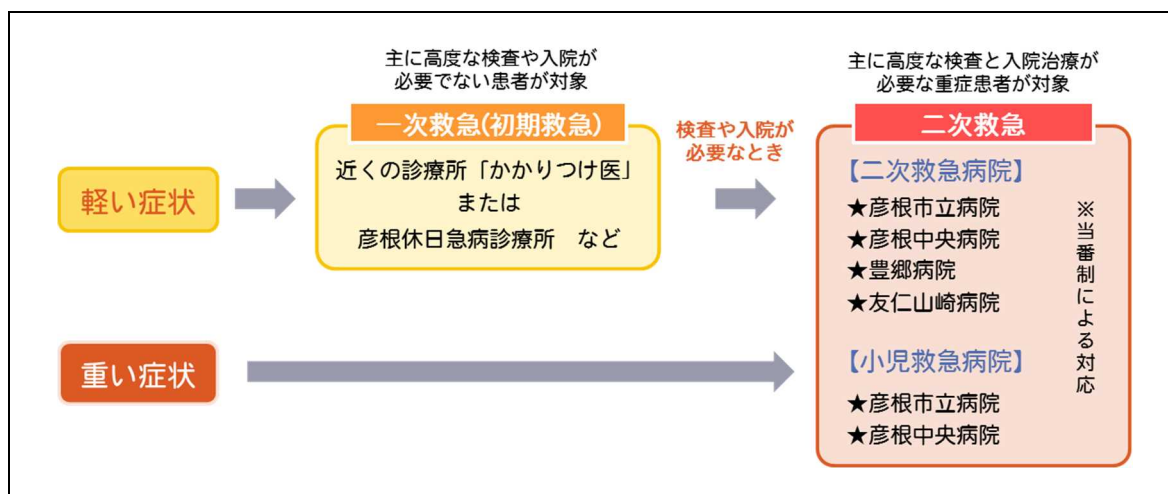
なお、土曜日と日曜日については、彦根中央病院においても通常の診療を行っています。

また、高度な検査や入院治療が必要な重症患者など、休日急病診療所で診療できない場合は、彦根市立病院等の二次救急病院に転送しています。二次救急病院は、管内4カ所の病院の当番制により対応しています。

<表 日曜・祝日における医療体制／平成29年度(2017年度)>

施設	診療時間帯	
	日曜日	祝日・年末年始
彦根休日急病診療所 (くすのきセンター1階)	10:00～19:00	10:00～19:00
彦根中央病院 (彦根市西今町421)	8:30～11:30 13:00～15:00	—

<図 一次・二次救急の役割分担>



2-4 医療福祉推進に関する事業

医療福祉推進に関する事業として、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の推進や、訪問介護などの介護（福祉）と医療の連携促進に関する取組を実施しています。事業のうち、くすのきセンターに関連のあるものを以下に示します。

＜表 医療福祉推進に関する主な事業／平成 29 年度(2017 年度)実績＞

■地域包括支援センター運営事業（地域ケア会議推進事業）

事業	回数	実施場所
彦根市地域ケア推進会議	2 回	くすのきセンター
地域包括支援センター単位地域ケア会議	5 回	//
定期個別地域ケア会議	59 回	//
随時個別地域ケア会議	42 回	//
ケアマネジメント力向上のための地域ケア会議	10 回	//

■在宅医療福祉推進事業（湖東定住自立圏事業）

事業	回数	備考
彦根医療福祉推進センター運営協議会	1 回	彦根医療福祉推進センターの運営に関する事項について
在宅医療福祉仕合わせ検討会	4 回	在宅医療や多職種連携に関する課題解決に向けて
くすのきホームケアドクター交流会	2 回	在宅医療や多職種連携に関する情報共有・課題について
井戸端会議	1 回	医療・福祉の専門職団体内における多職種連携に関する課題共有等
ことう地域チームケア研究会	6 回	延参加者数 444 人
在宅医療・介護連携推進フォーラム	1 回	延参加者数 158 人
湖東地域リハビリ推進センター	—	在宅療養者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士により、在宅療養支援者へのアドバイスの他、病院と在宅の連携促進、市町の介護予防施策等に対する支援を実施

2-5 上位計画および関連計画

(1) 彦根市総合計画

本市の最上位計画である彦根市総合計画（後期基本計画）では、保健・医療の充実に関する施策として、母子保健の充実、地域医療体制の確立、救急医療体制の確保といった方針を示しています。地域医療体制の確立については、くすのきセンターを拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図るとしています。

彦根市総合計画（後期基本計画）

（第3章 人権・福祉・安全 3-4 支え合い社会の推進）

【3-4-3 高齢者支援の推進】

2. 介護予防等の推進（医療福祉推進課）

(1) 介護予防の推進

- 国が進める介護保険制度の中で、介護が必要となることを防止し、介護が必要となった場合においても状態が悪化しないようにするとともに、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 認知症対策の推進

- 地域社会の認知症に対する正しい理解を高めるために認知症サポーターを養成するとともに、認知症の予防、重度化の防止、適切な介護および介護者など周囲への助言等の支援を行います。

【3-4-5 医療保険事業の充実】

1. 保健事業の推進（保険年金課・健康推進課）

- 健康・医療情報の分析に基づく、PDCA マネジメントサイクルに沿った保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成し効果的・効率的な事業実施に努めます。
- 国民健康保険被保険者等の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携を図りながら特定健診や病気の早期発見のための取組を推進するとともに、特定保健指導や適正受診等の指導に努めます。

【3-5-2 地域医療体制の整備充実】

1. 地域医療体制の確立（健康推進課、医療福祉推進課）

- 湖東医療圏域内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病病連携等協力体制の確立を図ります。
- 在宅療養者やその家族が望む形での支援ができるよう、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図ります。

2. 市立病院の機能充実（市立病院）

- 彦根市立病院が湖東保健医療圏の中心的役割を果たすことができるよう、医師・助産師等の人材確保とともに施設設備や医療機器の整備を図り、診療体制の充実・強化に努めます。
- 急性期病院としての特色が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション等との連携を進めます。
- 持続可能な病院経営を推進するため、「彦根市立病院新改革プラン」の実践に努めます。

3. 救急医療体制の確保（健康推進課）

- 休日・夜間における急病患者の不安を解消し、安全、安心で良質な医療を提供できるよう、初期救急医療および二次救急医療体制を確保します。

(第3章 人権・福祉・安全 3-5 保健・医療の充実)

【3-5-1 健康づくりの推進】

1. 母子保健の充実（健康推進課）

- 健やかな妊娠生活を送り、安心して出産ができるよう周産期の支援を図ります。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見、育児不安の軽減等、安心して子育てができるよう母子の健康づくりの支援に努めます。
- 心身の発達につまづきのある子どもに対して、各々の発達に応じた育児支援に努めます。

2. 健康づくりの推進（健康推進課）

- 市民、事業者、民間団体、行政が協働のもと、市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりを推進します。
- 家庭、地域、教育関係者、生産者や事業所等の協働により、市民の食に対する意識の向上を図り、食を通じた健康づくりを推進します。

3. 疾病予防の対策の推進（健康推進課、保険年金課）

- 生活習慣病予防を目的に特定健康診査等を実施し、疾病の早期発見、早期治療および生活習慣の改善に努めます。
- 国・県の指針に基づき、市が実施するがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見、早期治療に努めます。
- 国の定める感染症の発病や重症化の予防、まん延防止を目的に、予防接種を実施し、接種率の向上に努めます。

【3-5-2 地域医療体制の整備充実】

1. 地域医療体制の確立（健康推進課、医療福祉推進課）

- 湖東医療圏域内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病病連携等協力体制の確立を図ります。
- 在宅療養者やその家族が望む形での支援ができるよう、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図ります。

2. 市立病院の機能充実（市立病院）

- 彦根市立病院が湖東保健医療圏の中心的役割を果たすことができるよう、医師・助産師等の人材確保とともに施設設備や医療機器の整備を図り、診療体制の充実・強化に努めます。
- 急性期病院としての特色が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション等との連携を進めます。
- 持続可能な病院経営を推進するため、「彦根市立病院新改革プラン」の実践に努めます。

3. 救急医療体制の確保（健康推進課）

- 休日・夜間における急病患者的の不安を解消し、安全、安心で良質な医療を提供できるよう、初期救急医療および二次救急医療体制を確保します。

(2) 彦根市公共施設等総合管理計画

彦根市公共施設等総合管理計画では、「安全・安心な施設の維持管理」、「長寿命化の推進」、「管理運営の最適化」を基本目標としています。また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、計画的な修繕・改修による長寿命化、安全かつ効率的な施設維持管理などを方針として示しています。

彦根市公共施設等総合管理計画

(第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方)

【基本理念】安全・安心な公共施設マネジメントの確立

〈基本目標1〉安全・安心な施設の維持管理

定期的に公共施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・修繕・更新および耐震化を進め、市民の安全確保を図るとともに、誰もが安心して利用できる施設となるよう努めます。

〈基本目標2〉長寿命化の推進

事後保全から予防保全への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、保全費用の平準化を図ります。

〈基本目標3〉管理運営の最適化

市民サービスに資する機能を確保しつつ、施設の新規整備をできる限り抑え、統廃合を進めます。さらに、管理運営方法を見直し、総量、質、コストの最適化を図ります。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

⑥ 保健・福祉施設

- 保健・福祉施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努めます。
- 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

⑩ 医療施設

- 医療施設については、今後も、安全性、信頼性の高い良質な医療を提供していくため、安全かつ効率的な施設維持管理に努めます。

(3) 第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、在宅医療福祉の推進に関する取組を示しており、その一つとして、くすのきセンターを活動拠点とした、在宅医療福祉を担う専門職等の連携の推進を挙げています。

第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
5 安心して暮らせる地域包括ケア体制の強化 (2) 在宅医療福祉の推進		
事業・取組	今後の計画	主担当
ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進	在宅医療福祉の拠点施設であるくすのきセンターを活動拠点として、ことう地域チームケア研究会等を通じて、在宅医療福祉を担う専門職等を対象に、顔の見える関係づくりの構築・互いの職種の理解に基づいた、多職種連携の強化を目的とした研修会等の開催を継続します。	医療福祉推進課
在宅医療福祉体制の整備	関係団体と協議を行い、在宅医療福祉を推進する上での課題を整理します。課題を解決するための仕組みづくりを進めることで、高齢者の在宅療養を支援する体制の整備に努めます。	医療福祉推進課
在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発	在宅医療福祉や住み慣れた場所での看取りについての周知を図るため、地域での出前講座やフォーラム等を開催します。	医療福祉推進課
在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	関係市町と協力し、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会や介護保険事業者協議会などの関係団体との情報の共有を図るとともに、医療福祉の課題解決に向け、検討、協議します。	医療福祉推進課

(4) 滋賀県地域医療構想（湖東区域）

滋賀県地域医療構想（湖東区域）では、在宅医療・介護の連携拠点としてくすのきセンターを位置づけており、在宅医療や介護の関係者・機関が連携する場としての役割が期待されています。

滋賀県地域医療構想（湖東区域）
<p>【(2) 地域包括ケアシステムの充実】</p> <p>平成37年(2025年)に向けて高齢者の増加が進む湖東区域において、増大する在宅医療・介護ニーズに対応できる地域包括ケアシステムの構築を進め、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるまちづくりを目指します。また、健康づくり、介護予防の取組を推進し、健康でいきいきと生活できるまちづくりを目指します。</p> <p>【主な施策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅医療・介護連携拠点「くすのきセンター」を中心とした多職種連携の仕組みづくりの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種の“顔も見える関係”から“手をつなぎあえる関係”づくりの促進 ・在宅医療と介護の関係者・機関がその推進に向けての課題を共有し、解決策を検討する場の定例開催 ・地域の関係者の質の向上を目指した事例検討や研修会の開催 ・病院のスタッフが、在宅医療や介護に関心を持ち、連携促進できるための出前講座等の開催 ・各職種・団体の取組の促進

(5) 湖東定住自立圏共生ビジョン

湖東定住自立圏共生ビジョンでは、湖東圏域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）が連携して取り組む施策分野や具体的な事業を示しており、くすのきセンターの管理運営事業も位置づけられています。

湖東定住自立圏共生ビジョン

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 > ア 医療

湖東圏域における周産期体制の確立や救急医療体制の強化等を中心として圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内各医療機関相互の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化を促進する。

【形成協定】

- a 急性期から回復期、維持期、在宅療養等への切れ目のない医療を適切かつ効率的に提供できるよう、圏域内各病院や診療所の役割分担をより明確にし、医療機関相互の連携強化を図る。
- b 第二次救急医療、小児救急医療等について、輪番制による病病連携により、救急車の受入れを断らない救急医療体制を確立する。
- c 周産期医療の充実を図る。
- d 画像情報等の診療情報を医療機関の間で送受信し、診療に活用できるシステムを構築する。
- e 圏域内の医療関係者が情報を共有するとともに、役割分担および連携を図る。
- f 第一次救急医療体制を担う休日急病診療所の充実を図る。
- g 訪問看護ステーションの充実を図る。
- h 要医療・要介護者等の身体機能の維持・回復による自立に向けた、リハビリテーション広域支援機能の充実を図る。

【保健・医療複合施設（くすのきセンター）管理運営事業】

① 保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営

圏域内の医療や保健・福祉等の関係者が情報を共有し、各医療機関等の役割分担と連携を図るため、保健・医療複合施設「くすのきセンター」を管理運営する。

② 医療福祉推進センターの運営

在宅医療を推進するための多職種連携の拠点施設として、医療機器の貸出し、在宅医療福祉職の人材育成・連携強化、訪問看護の充実、在宅リハビリテーション等の事業を行う。

③ 休日急病診療所の運営

医師会・薬剤師会の参画を得て、彦根休日急病診療所運営委員会を設置し、日曜日・祝日・年末年始の診療等を行う。

【病院群輪番制・小児救急医療体制・在宅当番制歯科診療】

病院群輪番制について、圏域内の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う。

小児救急医療について、圏域内の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜夜間の診療等を行う。

在宅当番制歯科診療について、歯科医師会の協力を得て、在宅輪番制で年末年始期間の診療を行う。

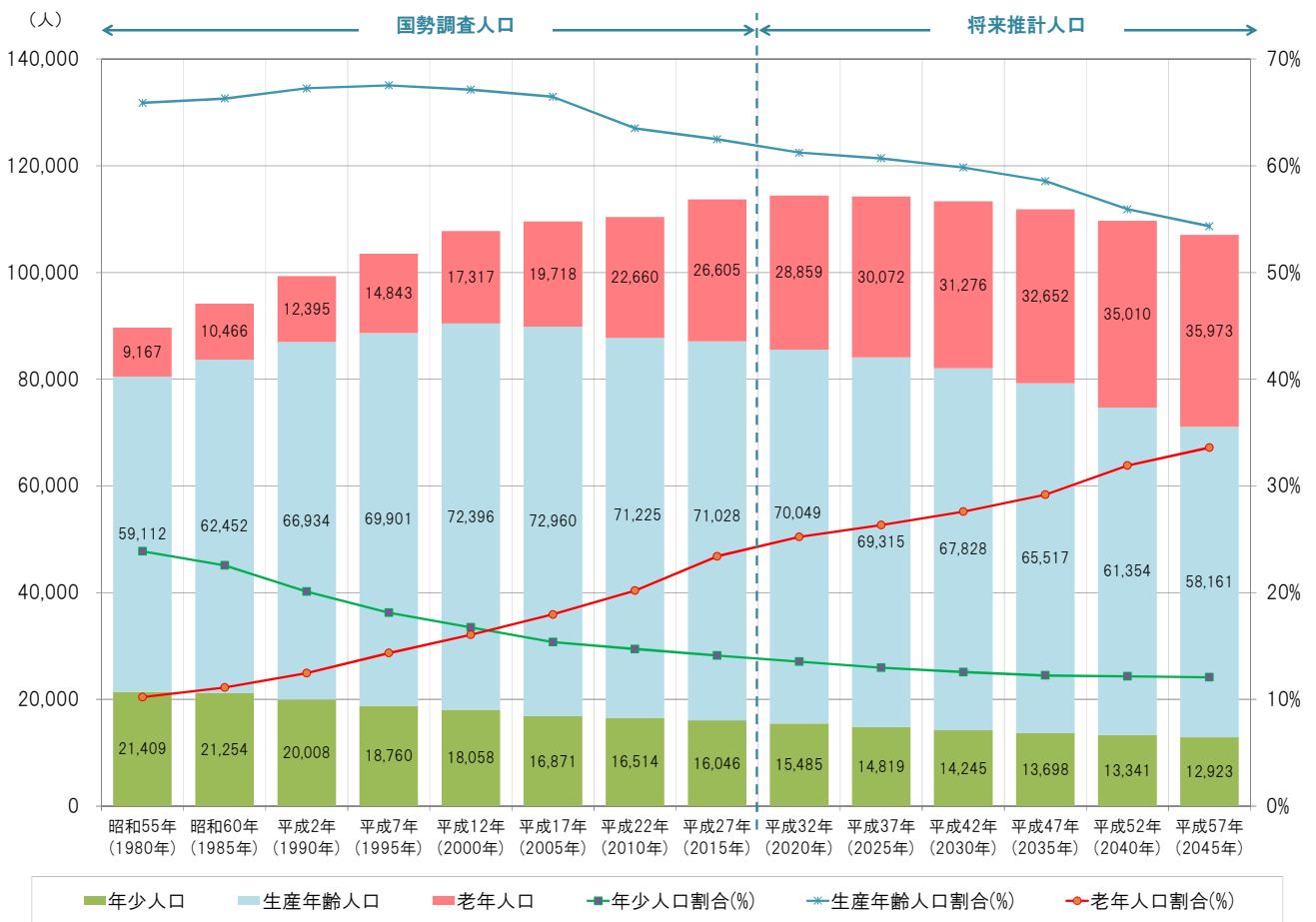
2-6 人口の動向

本市の人口はこれまで増加傾向が続いてきましたが、将来推計人口では、今後減少が予想されています。

年齢層別に見ると、14歳未満の年少人口は減少が続いているほか、15-64歳の生産年齢人口は近年横ばいから減少に転じており、65歳以上の老年人口のみが増加している状況にあります。

老年人口は今後さらに増加することが予想され、平成47年(2035年)頃には総人口の約30%の水準となることを見込まれています。

<図 人口の推移と将来見通し>



資料：2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値